

と畜場法施行細の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第36号

と畜場法施行細の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（平成16年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 539 528 571"><u>と畜場法施行細則</u></p> <p data-bbox="241 584 344 616">（趣旨）</p> <p data-bbox="206 628 1102 852">第1条 この規則は、と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）の規定により知事が行う事務に関し、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）及び<u>佐賀県と畜場法施行条例</u>（平成15年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="206 865 551 896">様式第1号（第2条関係）</p> <p data-bbox="259 909 295 941">略</p> <p data-bbox="206 1114 551 1145">様式第2号（第4条関係）</p> <p data-bbox="259 1158 295 1190">略</p> <p data-bbox="206 1327 551 1359">様式第3号（第4条関係）</p>	<p data-bbox="1214 539 1868 571"><u>と畜場法及び佐賀県と畜場に関する条例施行規則</u></p> <p data-bbox="1169 584 1272 616">（趣旨）</p> <p data-bbox="1133 628 2029 852">第1条 この規則は、と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）の規定により知事が行う事務に関し、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）及び<u>佐賀県と畜場に関する条例</u>（平成15年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1133 865 1478 896">様式第1号（第2条関係）</p> <p data-bbox="1187 909 1223 941">略</p> <div data-bbox="1164 951 2020 1104" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="1173 957 2011 1101">この様式に記載された個人情報は、と畜場使用料（とさつ解体料）の認可（変更認可）に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p></div> <p data-bbox="1133 1114 1478 1145">様式第2号（第4条関係）</p> <p data-bbox="1187 1158 1223 1190">略</p> <div data-bbox="1164 1200 2020 1318" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="1173 1206 2011 1311">この様式に記載された個人情報は、と畜場外とさつに係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p></div> <p data-bbox="1133 1327 1478 1359">様式第3号（第4条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>様式第4号(第5条関係)</p> <p>略</p>	<p>略</p> <div data-bbox="1162 300 2018 453" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この様式に記載された個人情報、と畜場外とさつ許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div> <p>様式第4号(第5条関係)</p> <p>略</p> <div data-bbox="1162 549 2018 702" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この様式に記載された個人情報は、牛の皮・牛の卵巣・獣畜の肉等のと畜場外持出し許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div>

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。